

2019 年度
包括外部監査報告書
(概要版)

「保健所に関する財務事務の執行について」

町田市包括外部監査人
公認会計士 青山 伸一

目 次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件(監査のテーマ)	1
3. 外部監査の対象部署	2
4. 外部監査の対象期間	2
5. 外部監査の実施期間	2
6. 外部監査の基本的な視点	2
7. 実施した主な監査手続	2
8. 包括外部監査人	3
9. 外部監査の補助者	3
10. 利害関係	3
第2 選定した特定の事件の概要	4
1. 町田市の保健所政令市への移行	4
2. 保健所政令市としての町田市の状況	7
3. 町田市保健所の事務組織	9
第3 外部監査の総括	10
1. 監査の対象について	10
2. 町田市保健所事業の総括	11
3. 監査の結果及び意見の要約	21

(本報告書における記載内容の注意事項)

・端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

なお、「(1)事業の概要」で記載している【主な事業費】の「その他」及び【主な財源】の「その他一般財源」は、実績額合計から「その他」又は「その他一般財源」以外を差し引いた差額として計算している。

・報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として町田市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、町田市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。

・監査の結果及び意見

本報告書では、監査対象とした事業及び財務事務の種類ごとに、監査の結果を【指摘事項】と【意見】として表記し、監査の結論を記載している。

【指摘事項】は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項(法規等準拠性)に該当するものである。これらは、市として速やかに措置する必要があると判断した内容である。

また、【意見】は、法規等準拠性の問題は認められないものの、最少の経費で最大の効果を挙げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など(経済性、効率性及び有効性に関する事項)に該当するものである。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合には【指摘事項】としている。

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(監査のテーマ)

(1) 選定した特定の事件(監査テーマ)

「保健所に関する財務事務の執行について」

(2) 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

現在、日本が直面している少子高齢化の問題は、日本の社会や経済に多大な影響を及ぼしている。これは、医療・介護の分野でも同様であり、医療費・介護費などの社会保障費の増加、疾病構造の変化など、保健・医療を取り巻く環境変化として顕在化している。町田市にとっても、これらの環境変化に対応しつつ、限られた予算の中で健康推進、保健予防、さらには公衆衛生を図ることが課題となっている。

2019年度の保健所に係る当初予算の内、保健総務費が251,403千円、健康推進費が450,970千円、保健予防費が1,554,320千円、生活衛生費が73,156千円、総額は2,329,849千円となっており、ここ数年では安定している。しかしながら、前述のとおり、保健所を取り巻く環境変化に対応するために、限られた予算の中で最大の効果が得られるよう保健・医療に関する業務を行う必要がある。

町田市は2011年4月に保健所政令市に移行し、従来東京都町田保健所で行っていた業務を、町田市保健所に引き継いだ。保健所政令市になってから8年が経過した現在において、東京都町田保健所から引き継がれた業務は定着していると想定されることから、町田市保健所における施策・事業が有効であるか、又は効率的に実施されているか、さらには適正に実施しているかなどの検証をする必要があると考える。

以上より、保健所に関する事務の執行について検討することは意義があると判断し、特定の事件(テーマ)として選定した。

(参考) 過去3年間における保健所に係る当初予算推移

(単位：千円)

	2017年度	2018年度	2019年度
保健総務費	255,957	233,162	251,403
健康推進費	469,328	447,298	450,970
保健予防費	1,620,257	1,531,504	1,554,320
生活衛生費	74,801	74,626	73,156
合計	2,420,343	2,286,590	2,329,849

(注) 職員人件費、嘱託・臨時職員人件費は除いている。

3. 外部監査の対象部署

保健所(保健総務課、健康推進課、保健予防課、生活衛生課)

4. 外部監査の対象期間

2018年度の執行分

必要に応じて2017年度以前または2019年度の執行分を含む。

5. 外部監査の実施期間

2019年5月27日から2020年1月24日まで

6. 外部監査の基本的な視点

- ① 保健所に係る業務に関する決算は、法令等に準拠し、適正に行われているか。
- ② 保健所に係る収入事務及び支出事務は、所定の手続により適正に行われているか。
- ③ 保健所に係る固定資産の取得、移管、廃棄等に関する事務手続は、適正に行われているか。
- ④ 保健所に係る資産管理は適正になされ、かつ各資産は有効に利用されているか。
- ⑤ 保健所に係る各事業は、住民の福祉の増進に寄与しているか。
- ⑥ 保健所に係る各事業は、最少の経費で最大の効果が得られるよう努力しているか。
- ⑦ 保健所に係る各事業の会計事務手続は、関係法令・規則等に準拠して適切に行われているか。
- ⑧ 保健所に係る各事業の実施体制は、適切に整備されているか。
- ⑨ 保健所に係る各事業の委託等の契約事務手続は、適正に行われているか。
- ⑩ 保健所に係る各事業の情報管理は、適切に行われているか。
- ⑪ 保健所に係る各事業は、関係法規に準拠して適切に行われているか。
- ⑫ 保健所に係る事業の効果を適切に把握し、それを将来の事業に活かしているか。

7. 実施した主な監査手続

(1)ヒアリング

監査対象とした課の責任者及び担当者に対して、業務概要及び各事業の事業費の財源内訳、契約の状況、補助金等の状況、調達・資産管理状況、目標指標とその達成度等についてヒアリングを実施した。

(2)資料・文書の閲覧

監査対象とした各事業に関する関連資料を閲覧し、事業の概要、実績等を把握した。

(3)現場の視察、資産管理状況の確認

必要に応じて、監査対象とした各事業の現場を視察し、施設や備品の管理状況等を確認した。

(4)監査意見のとりまとめ

(1) から (3) の監査手続きを実施することにより、有効性、効率性、経済性さらには適法性の観点から、監査意見を取りまとめた。

8. 包括外部監査人

青山伸一 公認会計士

9. 外部監査の補助者

岩崎 康子 公認会計士
木下 哲 公認会計士
塩塚 正康 公認会計士

谷川 淳 公認会計士
松永 好司 公認会計士
石村 英雄

10. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定による利害関係はない。

第2 選定した特定の事件の概要

1. 町田市の保健所政令市への移行

2010年6月、町田市は中期経営計画の重点事業である保健所政令市への移行を図るため、東京都との連名で、厚生労働省に対し地域保健法第5条第1項(注1)に基づく政令市の指定の依頼を行い、同年8月3日の閣議で町田市の保健所政令市としての指定が決定した。そして、その翌年の2011年4月に町田市保健所が発足した。

町田市の保健所政令市移行に伴い、東京都町田保健所は町田市保健所となり、従来東京都町田保健所で行っていた業務は、町田市保健所へ引き継がれ、動物愛護相談センターの業務の一部も町田市へ移譲された。

(注1)

地域保健法第5条

- 1 保健所は、都道府県、地方自治法第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。
- 2 都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合においては、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、医療法第30条の4第2項第9号に規定する区域及び介護保険法第118条第2項に規定する区域を参酌して、保健所の所管区域を設定しなければならない

地域保健法第5条第1項の規定によると、都道府県及び特別区は、自ら保健所を設置する義務がある。一方、市については、同法に基づく政令で指定されている市のみが保健所を設置することができるとしている。現在は、地域保健法施行令第1条(注2)で、政令指定都市(第1号)、中核市(第2号)及び第3号で個別に6市が指定されている。町田市は、第3号によって個別に指定された市の1つである。

(注2)

地域保健法施行令第1条【保健所を設置する市】

地域保健法(以下「法」という。)第5条第1項の政令で定める市は、次のとおりとする。

- ①地方自治法第252条の19第1項の指定都市
- ②地方自治法第252条の22第1項の中核市
- ③小樽市、町田市、藤沢市、茅ヶ崎市、四日市市及び大牟田市

地域保健法施行令第1条第3号において個別に指定される市の他に、政令指定都市(第1号)、中核市(第2号)も保健所政令市(広義)と呼ぶこともあるが、第3号によって個別に指定されている市に限って、保健所政令市(狭義)と呼ぶ場合もある。

日本における保健所政令市の動きは以下のとおりである。

日本における保健所法は 1937 年に成立し、戦後 1948 年に全面改正され、同年に人口 15 万人以上の市を指定して「保健所政令市」が誕生した。当時、保健所政令市に指定された市は、札幌市、小樽市、函館市、仙台市、横浜市、川崎市、横須賀市、新潟市、金沢市、岐阜市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、姫路市、和歌山市、広島市、呉市、下関市、福岡市、小倉市、八幡市、大牟田市、長崎市、佐世保市、熊本市、鹿児島市の 30 市であった。

その後、1963 年には、小倉市と八幡市はその他 3 市を加えて合併し北九州市となり、北九州市が保健所政令市となった(保健所政令市は 1 減)。続いて、1974 年に浜松市が保健所政令市に(1 増)、1983 年に東大阪市が保健所政令市になり(1 増)、この時点で、全体で保健所政令市は 31 となった。

一方、東京都においては、1974 年に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、翌年の 1975 年 4 月に、特別区の 53 の保健所と 11 の保健相談所が特別区に移管された。

1994 年には、保健所法が地域保健法に改正されたが、同年には地方自治法の改正により中核市が制度化され、中核市が地域保健法の保健所政令市に指定され、保健所機能を持つことになった。中核市が保健所政令市に加わったことから保健所政令市は拡大した。

東京都においては、特別区に続いて、町田市に先立って 2007 年に八王子市が保健所政令市となった(八王子市は、その後 2015 年に中核市になった)。

現在(2019 年 10 月時点)、保健所を設置する自治体数は以下のとおり 153 となっている。

区分	保健所を設置する自治体数	根拠法令
都道府県	47	地域保健法第 5 条第 1 項
政令指定都市	20	地域保健法第 5 条第 1 項 地域保健法施行令第 1 条第 1 号
中核市	57	地域保健法第 5 条第 1 項 地域保健法施行令第 1 条第 2 号
その他	6	地域保健法第 5 条第 1 項 地域保健法施行令第 1 条第 3 号
特別区	23	地域保健法第 5 条第 1 項
合計	153	

次に、1948 年の保健所法全面改正から現在までの、町田市の保健所の沿革は以下のとおりである。

町田市の保健所の沿革

年月	出来事	
1948. 1		保健所法全面改正
1948. 10	保健所法(22.9.5法律101号)の公布にともない、東京都南多摩保健所が発足(町田保健所の前身)	
1955. 7	東京都南多摩保健所のうち、町田町・鶴川村・忠生村・塚村の1町3村を管轄する東京都町田保健所が新設された。管轄人口 57,622人	
1958. 2	町田町・鶴川村・忠生村・塚村が合併し町田市となる。	
1971. 5	鶴川地区に、東京都町田保健所鶴川相談所が新設された	
1974. 10	町田保健所木造庁舎の老朽化に伴い、旧庁舎に代わり、鉄筋コンクリート2階建ての現庁舎が開所した	
1985. 10	人口増加に対応するため、鶴川保健相談所の全面改築を行い保健所需要に見合う施設とした 改築に際し、鶴川市民センター等との合同庁舎とする	
1994. 7		地域保健法制定
1996. 7	「保健所の設置等に関する条例の一部を改正する条例」公布 多摩地域の保健所は、再編整備計画により12保健所となる 東京都町田保健所は、「町田保健所」の名称で存続が決定 保健所機能強化のため増改築整備工事(研修棟整備)着工	
1997. 2	増改築工事(研修棟)竣工	
1997. 3	保健所再編整備の一環として、鶴川保健相談所が閉鎖となる	
1997. 4	鶴川保健相談所を町田市に移譲	地域保健法全面施行
2001. 10	「多摩地域の保健サービスの再構築に向けて」発表	
2003. 5		健康増進法施行
2004. 4	多摩地域の東京都保健所再編 八王子保健所、町田保健所は保健所政令市移行に備え存置	
2006. 7	「町田市の保健所政令市移行に関する検討会」設置	
2008. 5	「町田市の保健所政令市移行に関する都・市協議会」設置	
2009. 4	市職員派遣研修開始	
2010. 8		地域保健法施行令改正 「町田市が保健所政令市として指定される」
2010. 12	市議会第四回定例会にて、町田市保健所条例制定(23.4.1施行)町田市保健所設置決定	
2011. 4. 1	町田市保健所発足 企画部門として保健企画課の設置 市保健所として動物管理行政を開始(これにより、環境保全課で行っていた動物管理業務が移譲される) 保健企画課、生活衛生課、保健対策課の3課体制となる 保健所政令市移行により、健康課より健康づくり推進事業が移譲される	
2012. 7	保健企画課が町田市役所市庁舎7階に移転	
2013. 4	生活衛生課医薬指導係から医務薬務係へ名称を変更 保健対策課感染症係と地域保健係を統合し、地域保健第一係・第二係へ名称を変更	
2015. 4	組織改正により、いきいき健康部が保健所といきいき生活部になる 保健所は保健総務課、健康推進課、保健予防課、生活衛生課の4課体制となる	

出所)町田市保健所作成「事業概要」

2. 保健所政令市としての町田市の状況

町田市の HP によると、保健所政令市制度とは、「地方分権の趣旨に基づき、政令で定めることにより、市が保健所を設置できる制度」である。また、国の基本指針では「人口 30 万人以上の市は保健所政令市への移行を検討すること」としている。また、保健所政令市になると、「福祉施策と十分に連携のとれた保健施策や地域の実情に即した食品・環境衛生等の施策を、市が主体的に展開することができ、住民サービスの向上が期待される」としている。

町田市では、2011 年 4 月に政令により保健所政令市となり、保健所機能が町田市に移管されたが、これに合わせて、まず法定移譲事務等には含まれないが、保健衛生事務と密接に係る諸々の事務の移譲が協議の上なされた。具体的には、以下の事務事業である。

No.	事務事業名	No.	事務事業名
1	アレルギー教室に関する事務	2	光化学スモッグ被害対策に関する事務
3	食品衛生法に関する事務	4	食品衛生に関する事務
5	健康増進法に基づく事務	6	特殊疾病に関する事務
7	妊娠高血圧症候群等に係る医療費助成に関する事務	8	温泉法に基づく事務
9	環境衛生行政処分に関する事務	10	狂犬病予防法に基づく事務
11	クリーニング業法に基づく事務他関連業務	12	興行場法に関する事務
13	公衆浴場法に関する事務	14	理容師法に基づく事務
15	美容師法に基づく事務	16	旅館業法に関する事務
17	墓地・埋葬等に関する法律に関する事務	18	プール及び水泳場の衛生に関する事務
19	飲用に供する井戸等の衛生管理に関する事務	20	飲料水健康危機管理に係る情報連絡に関する事務
21	建築基準法に関する事務	22	建築法における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務
23	水道法に基づく事務	24	小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する事務
25	生活環境問題に関する事務	26	地域保健法に関する事務
27	障害者歯科保健等に関する事務	28	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務

出所)平成 22 年 9 月「町田市の保健所政令市移行に伴う、東京都の要綱に基づく事務等の移譲について(協議)」より

また、保健衛生業務の円滑な実施及び適切な運営、また東京都と町田市間の協力体制や業務分担等の整理を共に図るために、東京都と町田市間で「保健衛生事務事業に係る東京都・町田市協定書」を締結した。当該協定書では、次の 8 事業について、東京都と町田市の間で協定して行うとしている。

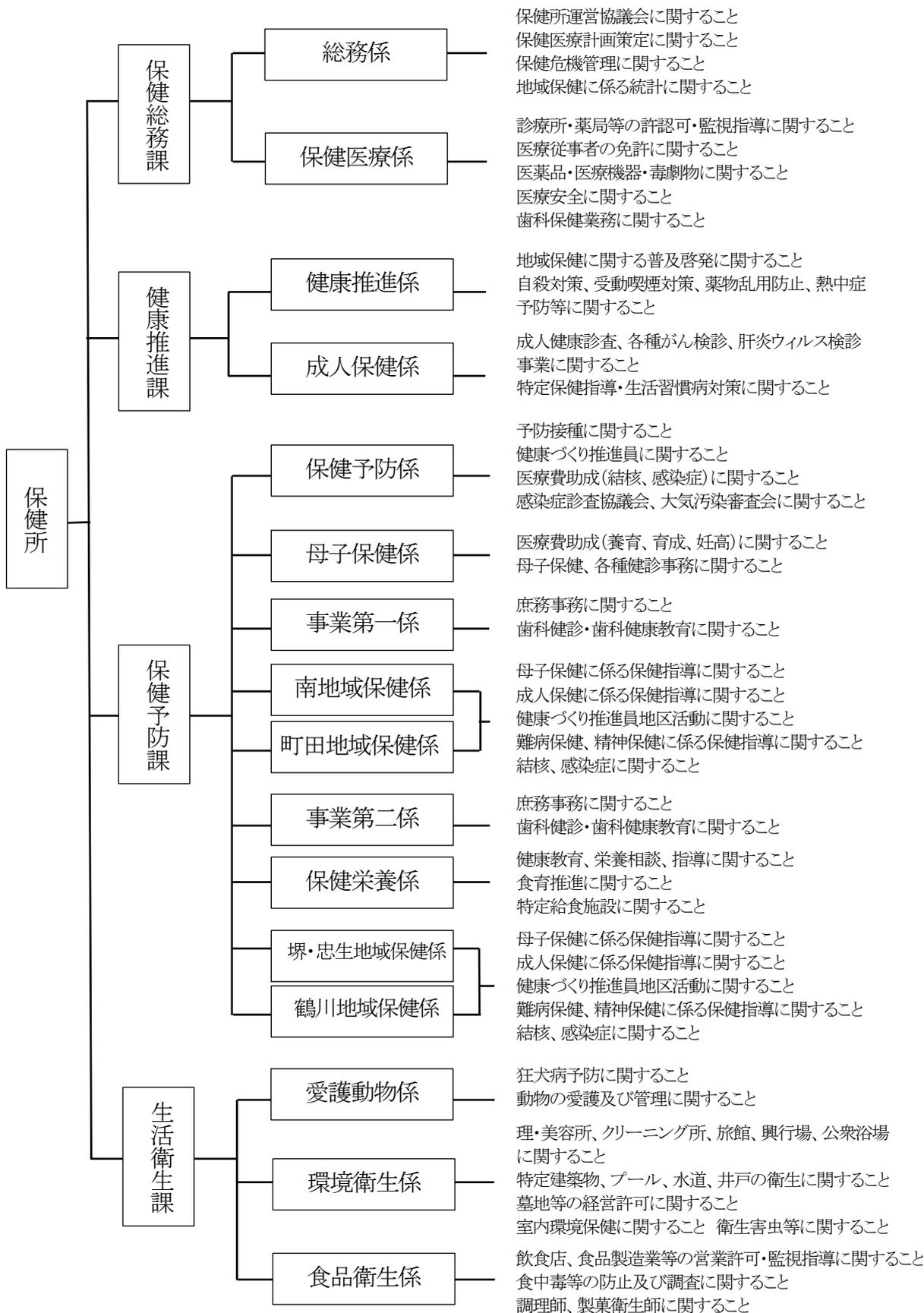
No.	事業名
1	検疫感染症及び感染症集団発生時の措置
2	食品衛生行政の運営
3	試験検査
4	医療法、歯科技工士法に基づく病院等の報告の徴収等
5	保健衛生関係情報等の管理
6	保健医療情報センターにおける連絡通報受理業務
7	薬事衛生行政の運営
8	都と市における協議方法等について

具体的な協議内容については、8 事業それぞれについて細目協定や要綱を策定している。

(例)「食品衛生行政の運営」に関する細目協定及び要綱

No.	細目協定・要綱
1	食品衛生行政の運営に関する細目協定
2	広域監視実施要綱
3	中毒事件等調査処理要綱
4	不利益処分等の分担・執行及び連絡実施要綱

3. 町田市保健所の事務組織



第3 外部監査の総括

1. 監査の対象について

今回の監査では、「保健所に関する財務事務の執行について」を監査テーマとしたが、具体的には、保健所の4課、つまり保健総務課、健康推進課、保健予防課、生活衛生課の財務事務を監査対象とした。

2018年度における、4課の当初予算額及び決算額は以下のとおりとなっている。

(単位:千円)

事業名	当初予算額	決算額
1. 保健総務費	233,162	231,892
保健総務事務費	4,746	6,309
保健医療対策事業費	227,624	225,001
歯科保健指導事業費	792	581
2. 健康推進費	447,298	424,108
健康推進事業費	18,387	16,745
成人健診事業費	428,911	407,363
3. 保健予防費	1,531,504	1,421,474
保健予防事務費	63,340	54,457
保健栄養事業費	5,594	5,124
成人保健指導事業費	579	512
予防接種費	957,672	902,182
母子健診事業費	341,360	285,836
母子保健指導事業費	85,001	64,942
歯科保健事業費	16,431	12,272
保健所運営事務費	61,527	96,145
4. 生活衛生費	74,626	45,644
保健所管理事務費	20,055	15,849
生活衛生事務費	54,571	29,795

(注) 表では、職員人件費等は除いている。

2. 町田市保健所事業の総括

(1) 保健所施設について

現在、町田市では、保健施設として表 1 のとおり 4 施設を保有している。このうち、忠生保健センター及び鶴川保健センターはそれぞれ 2015 年に新築工事、2016 年に改修工事を行っている。一方、東京都町田保健所から移譲された保健所中町庁舎、健康福祉会館はともに老朽化が進み、これらの施設を現状のまま維持することによって維持管理費用の増加が見込まれる状況にある。

表 1 町田市の保健施設(市庁舎を除く)

施設名	面積 (㎡)	築年	保健所担当課	複合施設(担当部課)等
健康福祉会館	4,429	1988	保健総務課 保健予防課	ふれあいもっこく館(いきいき生活部高齢者福祉課) ファミリー・サポート・センター(注 1)
保健所中町庁舎	1,853	1974	保健予防課 生活衛生課	隣接施設として、以下の 2 施設がある さるびあ図書館(生涯学習部図書館) 子ども発達センター(子ども生活部子ども発達支援課)
忠生保健センター	553	2015	保健予防課	忠生市民センター(市民部忠生市民センター)(注 2)
鶴川保健センター	335	1985 (注 3)	保健予防課	鶴川市民センター(市民部鶴川市民センター)(注 2)

(注 1) ファミリー・サポート・センターは、2019 年 10 月に健康福祉会館からせりがや会館に移転している。

(注 2) 両保健センターは市民センター内に設置されており、施設管理の主管である各市民センターより、施設等管理委託料が面積比によって保健予防課に割り振られ、保健所運営事務費に計上されている。

(注 3) 鶴川市民センターは 2016 年に改修工事を実施している。

このうち、保健所が主管となっている健康福祉会館と保健所中町庁舎の概要は以下のとおりである。

表 2 健康福祉会館の概要

所在地	町田市原町田五丁目 8 番 21 号
土地	敷地面積 1,817.14 ㎡
建物	鉄筋コンクリート造 地下 1 階 地上 4 階建
施設内容	1 階 町田市医師会休日・準夜急患子どもクリニック、町田市歯科医師会休日応急歯科・障がい者診療所(保健総務課) 1 階・2階・4階 保健予防課 3 階 ふれあいもっこく館(高齢者福祉課)

表 3 保健所中町庁舎の概要

所在地	町田市中町 2 丁目 13 番 3 号
土地	敷地面積 2,176.84 m ²
建物	<ul style="list-style-type: none"> ・本館：鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 2 階建て ・研修棟：鉄骨造地上 2 階建て ・その他：車庫、犬舎等 ・延べ床面積合計 1,852.54 m²
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本館 1 階：講堂、予診室、診察室、測定室、エックス線撮影室、検査室、相談室、歯科相談室、栄養相談室 ・本館 2 階：生活衛生課、保健予防課、理化学検査室、物品庫、消毒室、細菌検査室、所長室、会議室、相談室 ・研修棟：研修室、実習室、資料室

図 1 町田市役所、健康福祉会館、保健所中町庁舎の配置図



上記のとおり、東京都町田保健所から移譲された保健所中町庁舎は築 40 年以上、健康福祉会館は築 30 年以上経過しており、今後も、施設を現状のまま維持した場合、老朽化によって維持管理費用の増加が見込まれるところであるが、さらに、上図のとおり、近隣に保健所関連施設が配置されていることによる保健所施設の統合といった課題もある。

なお、中町庁舎は、2011 年に町田市の保健所政令市移行に伴って町田市保健所(現在の中町庁舎)が譲渡された際に、譲渡された日から 20 年間、つまり 2031 年までは保健所施設として使用することの確認事項を東京都と取り交わしている。但し、この確認事項においては、20 年間の期間が満了する以前に、建物の老朽化による改築等の必要が生じ

た場合の用途指定の取り扱いについては、都と市の間で協議するものとしている。

この点、町田市は、2016年3月に公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うにあたっての基本方針を示した「町田市公共施設等総合管理計画」(以下、「基本計画」という。)を策定し、この計画を具体的に推進するため、2018年6月に「みんなで描こう よりよいかたち 町田市公共施設再編計画(以下、「再編計画」という。))」を策定している。再編計画の中で、上記の4つの保健施設のうち、「保健所中町庁舎と健康福祉会館は近接した施設であり、集約を検討していくことが課題」と記載されており、そのための取り組みとして、2018～2026年度に両施設に集約化に向けた検討、調整を進めることと、2027～2036年度に両施設の集約化を実施することが計画されている。

両施設ともに保健所内の複数の課の業務や所管する事業が行われていることに加え、健康福祉会館は他部が所管するふれあいもっこく館が併設されているため、両施設の集約化には複数の関係部・課をまたぐ調整が必要になる。

さらに、町田駅周辺は、両施設のみならず、保健所中町庁舎に隣接するさるびあ図書館と子ども発達センターさらには他の公共施設も複数あり、これらの公共施設の再編もあわせて検討されることが望ましい場合もある。

したがって、両施設の集約化には広範囲の調整や手続きを要することが見込まれることから、取り纏め部課が中心となり計画が遅延しないように速やかに検討を進めることが望まれる。保健所施設の再編は、検討・調整が2018～2026年度、集約化の実施が2027～2036年度と、大変長期にわたることが予定されているが、今から十分に検討を進めることが必要と考える。

なお、町田駅周辺の再編と合わせて、町田市域全体でのバランスの取れた保健所施設の配置も検討が必要である。この点については、「【意見Ⅲ－8】乳幼児健康診査及び幼児歯科健康診査の実施場所について」で、施設の適切配置の問題を記載している。

とりわけ保健予防課は、多岐にわたる職種の職員で構成され、同一の職種でも業務の内容が異なる場合もあり、その所在場所も分散している。保健所として果たすべき機能や職員の人材育成等の観点についても十分な議論をした上で、施設の配置のみならず職員の配置についても、今後検討すべき課題である。

(2) 備品の管理について

「(1) 保健所施設について」で述べた保健所施設の管理については、健康福祉会館は保健予防課、保健所中町庁舎は生活衛生課が中心となり管理を行っている。一方、各施設の備品の管理については、忠生保健センター及び鶴川保健センターは保健予防課のみの管理であるが、健康福祉会館及び保健所中町庁舎は、複数の部課の業務や所管する事業が行われており、それぞれの部課が備品の管理を行っている。

具体的には、健康福祉会館の場合、保健予防課に加え、1階には、保健総務課の所管で、指定管理者制度を導入して、休日歯科応急診療、障がい者歯科診療及び休日・準夜急患こどもクリニックの3事業が行われ、さらには3階にはいきいき生活部所管のふれあいまつこく館がある。

また、保健所中町庁舎の場合、生活衛生課に加え、保健予防課も入っており、それぞれが備品を管理している。これら各所管の備品の管理状況については、以下のとおり指摘事項又は意見を述べている。

表 4 備品に関する指摘事項又は意見一覧

施設名	課名	指摘事項又は意見の内容
健康福祉会館	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-22】備品の実地棚卸について
		【指摘事項Ⅲ-23】備品の管理について(現況確認結果)
	保健総務課	【指摘事項Ⅰ-1】指定管理者への提供設備・備品の実在性の確認について
		【指摘事項Ⅰ-2、3、4】指定管理者への提供設備・備品の実在性の確認について(現況確認結果)
保健所中町庁舎	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-22】備品の実地棚卸について
		【指摘事項Ⅲ-23、25、26】備品の管理について(現況確認結果)
	生活衛生課	【指摘事項Ⅳ-2】備品等の管理について
忠生保健センター	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-22】備品の実地棚卸について
		【指摘事項Ⅲ-23】備品の管理について(現況確認結果)
鶴川保健センター	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-22】備品の実地棚卸について
		【指摘事項Ⅲ-23、24】備品の管理について(現況確認結果)

今後、これらの指摘事項または意見に対して早急に対応いただきたいところであるが、この点、市では、すでに昨年度の包括外部監査(監査テーマ:「物品等の管理に関する財務事務の執行について」)の結果を受けて、その対応を進めている。具体的には、会計課が中心となり、物品管理に関するマニュアルの整備や職員の意識向上を図るための各種研修を実施するとしている。また、現在作成途中のマニュアルには、市の備品のみならず、指定管理者が購入した備品の管理にも言及する予定となっている。

今回の監査においては、上記の措置の途中ということもあり、備品管理全般についての意見は述べないこととしたが、今後、マニュアルの完成等によって、一層の備品管理の運用が向上することを期待するところである。

(3) 都から引き継いだ事項について

「第2 選定した特定の事件の概要」 「2. 保健所政令市としての町田市の状況」で記載したとおり、2011年の保健所政令市の指定によって、東京都から様々な事務事業の移譲を受けた。

町田市としては、保健所政令市として、移譲を受けた事務事業については着実に実施していくことが求められる。この点、現在まで約8年が経過したが特に大きな問題も生じておらず、この点は評価できるものと思われる。一方、課題も見受けられた。

具体的には、東京都から引き継いだ事業において、東京都で実施された各種金額もそのまま引き継いだ。金額の根拠が不明瞭であり、したがって東京都で実施された各種金額を現在もそのまま使用している事例が複数見受けられた。

具体的な事例は、以下のとおりである。

表5 都から引き継いだ事項に関する指摘事項一覧

課名	事業名	指摘事項
保健予防課	保健栄養事業費	【指摘事項Ⅲ-6】食育講演会講師謝礼金額の根拠不明瞭について
		【指摘事項Ⅲ-8】町田栄養・食生活ネットワーク会議の講師謝礼金額の根拠不明瞭について
		【指摘事項Ⅲ-9】健康づくり調理従事者研修会の講師謝礼金額の根拠不明瞭について
		【指摘事項Ⅲ-10】特定給食施設栄養管理講習会の講師謝礼金額の根拠不明瞭について
	母子健診事業費	【指摘事項Ⅲ-14】心理相談勉強会の講師謝礼金額の根拠不明瞭について
		【指摘事項Ⅲ-15】乳幼児健康診査に係る医師謝礼金額の根拠不明瞭について
【指摘事項Ⅲ-16】乳幼児経過観察・発達健康診査に係る医師等謝礼金額の根拠不明瞭について		

上記の指摘事項は、いずれも金額の根拠が不明瞭であり、東京都から引き継いだものである。今後、事業の有効性・効率性を高める意味においても、金額の妥当性を検討し、必要であれば金額の見直しも行う必要があると思われる。

なお、上記の指摘事項以外にも、同様の事例があるものと推定されるので、市としては、東京都から引き継いだ事業において、保健所全体で引き継いだ際の金額を現在も使用している事案の洗い出しを行い、現状において金額の妥当性が見出せない場合には、金額の改訂等を進める必要があると思われる。

(4) 町田市の保健医療計画について

町田市では、生活習慣の改善や健康づくりの推進、安心できる地域医療の充実を意識した保健医療計画を策定している。現在は、2018 年度から 2023 年度を対象期間とした「まちだ健康づくり推進プラン 第 5 次町田市保健医療計画」(2018 年度～2023 年度) (以下、「推進プラン」と言う。)がこれに該当し、町田市保健所は、この推進プランに示された目標値を達成すべく業務を遂行している。

この推進プランは、法的には、健康増進法第 8 条第 2 項に定められている「当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画(『市町村健康増進計画』)」として位置づけられるとともに、町田市の基本計画である「まちだ未来づくりプラン」(以下、「基本計画」と言う。)の保健医療に関する実行計画ともなっている。基本計画と推進プランの関係を時系列的に示すと以下のとおりである。

年度 計画	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
基本計画	まちだ未来づくりプラン												
推進プラン	第 4 次					延長	第 5 次						

出所) 推進プランより抜粋

第 5 次の推進プランにおいては、「みんなでつくる「健康のまち」まちだ」という理念のもと、3 つの基本目標、7 つの目標(実現すべき「まち」の姿)、20 の施策を示している。また、20 の施策ごとに計 45 の成果目標(アウトカム)と 38 の活動目標(アウトプット)(その内 2 つの活動目標は、保健所以外が担当課)を設定し、その達成に向けて業務を遂行している。

前述のとおり、現在の推進プランの対象期間は、2018 年度から 2023 年度であり、一方、外部監査の対象期間は 2018 年度なので、推進プランの対象期間の計画初年度となるが、保健所は毎年度計画の進捗状況を検討して、町田市保健所運営協議会に報告しており、2018 年度の状況についても、2019 年 3 月に 2018 年度の見込値を作成して報告している。

今回の監査では、2019 年 3 月に町田市保健所運営協議会に報告された「まちだ健康づくり推進プラン(第 5 次町田市保健医療計画)の進捗について」を入手し、2018 年度の計画の進捗状況を確認した。2018 年度は推進プランの対象期間の初年度であり、個々の成果目標(アウトカム)に対する達成状況についての評価は行わないが、全般的に、推進プランにおいて施策ごとに掲げられた成果目標(アウトカム)に対し、2019 年度末の見込値は、概ね順調に推移しており問題はないものと思われる。

なお、以下において、今後の推進プラン、特に成果目標(アウトカム)設定に関する私見を述べる。

① 目標値について1(現状(初期値)と目標値との関係について)

推進プランでは、成果目標(アウトカム)毎に、現状(初期値)に対して目標値(中間、最終)を設定して、その達成に向けて努力している。ここで、多くの成果目標(アウトカム)においては、現状(初期値)に対して、より高い目標値(中間、最終)を設定している。但し、以下のとおり、一部の指標において現状(初期値)より低い目標値(中間、最終)を設定している成果目標(アウトカム)があった。

成果目標 (アウトカム)	評価用データ把握方法	現状 (初期値)	目標値		今後の見通し (2019年3月時点)
			中間	最終	
予防接種率の向上 (MR1期)【継続】	事業実績	接種率 97.7%	MR1期の 接種率 95%以上	MR1期の 接種率 95%以上	達成の見通し
う蝕のない3歳児 の割合【継続】	3歳児健康 診査問診票	87.2%	87%以上	増加	達成の見通し
妊娠届出から4か 月以内に面接をう けた妊婦の割合 【新規】	面接実施率	67.4% (2016 年度)	60%以上	60%以上	達成の見通し
妊娠中に市の相談 窓口を知っている 人の割合【新規】	面接実施者 に対するア ンケート	97.3% (2016 年度)	95%以上	95%以上	状況確認の継続
こんにちは赤ちゃ ん訪問 訪問率 (対出生通知票) 【継続】	出生通知票 提出数及び 訪問数	92.5% (2016 年度)	90%以上	90%以上	引続き目標値を目指 す
乳幼児健診受診率 【新規】	健診来所者 受診率	94.5% (2016 年度)	90%以上	90%以上	引続き目標値を目指 す

推進プランの説明によると、「予防接種率の向上(MR1期)【継続】」は、国の目標値に合わせて、目標値を95%に設定しているとしている。また、「う蝕のない3歳児の割合【継続】」は、東京都の目標値は85%であるが、より高い水準を維持できるように(現状よりは低い)が目標値を87%としている。「妊娠届出から4か月以内に面接をうけた妊婦の割合【新規】」は、(本来は現状以上の目標を設定するべきであるが、)評価を行うための指標として60%以上を目標として設定している。さらに、「妊娠中に市の相談窓口を知っている人の割合【新規】」、「こんにちは赤ちゃん訪問 訪問率(対出生通知票)【継続】」及び「乳幼児健診受診率【新規】」は、いずれも、めざすべき目標は100%であるが、評価を行うための指標として95%以上又は90%以上を目標として設定しているとしている。

ここで、国や東京都の目標値との関係で、現状より低い目標値を設定している成果目標（アウトカム）については、そもそも国や東京都の全体の状況と町田市の状況は異なるのであるから、本来であれば最低でも目標値は現状以上にすべきではないかと考える。つまり、目標値は、最低でも国や東京都の目標値と現状の目標値のどちらか高い数値とすべきと考える。また、目指すべき目標とは違うが評価を行うための指標として現実的な目標値を設定している指標についても、最低でも現状の数値を目標値とすべきと考える。

② 目標値について2(2018年度の達成状況について)

「まちだ健康づくり推進プラン(第5次町田市保健医療計画)の進捗について」では、2018年度末(見込値)において、83の成果目標(アウトカム)及び活動目標(アウトプット)の内、今回の監査で集計したところ38の指標について、対象初年度である2018年度末において、すでに最終目標値に達成していた。この中には、初年度から常に目標値に達成することが求められるものや、常に100%を維持する必要があるものもあるが、全体的には評価できるものと思われる。

一方で、計画初年度においてこれだけ目標値を達成しているということは、目標値の設定が、評価を意識しすぎて保守的なものになっているのではないかと疑念もある。①で記載した現状(初期値)より低い目標値を設定したものについても、「乳幼児健診受診率【新規】」以外は、すでに2018年度末の見込値が目標値に達していた。第6次の推進プランを策定する際には、通常の業務を行っていれば実現する目標値ではなくて、実現可能ではあるが理想的でしかもある程度の努力が必要な目標値の設定を心がける必要がある。

③ 活動目標(アウトプット)の設定内容

活動目標(アウトプット)の設定内容にも今後工夫の余地はある。

たとえば、町田市は2018年度に注力した事業として、各種がん検診に関する事業がある。具体的には、働き盛り世代に対して個別受診勧奨を図るなどの普及啓発活動や、2年に一度、乳がん検診及び子宮頸がん検診を受けられるように特例措置制度の内容を変更する措置、さらには一定の条件を満たせば、成人健康診査・がん検診等の自己負担金が免除となる措置などである。一方、推進プランにおいては、「施策(4)女性特有の健康課題」の成果目標(アウトカム)として、乳がん受診健診率や子宮頸がん受診健診率が設定されているが、活動目標(アウトプット)指標が、1つも記載されていないなど、活動目標(アウトプット)として十分とは言えない。実際に2018年度に実施しているがん検診事業は評価できるものであるのだから、推進プランでは、その活動が評価結果として見える形にすることが必要と考える。

また、「施策(1)の健康づくり意識の向上」の主要な活動目標(アウトプット)の1つとして、現在も年3回発行している「みんなの健康だより」に関し、今後も年3回発行するという目標を設定している。また、同様に年1回開催している「総合健康づくりフェア」の開催に関し、今後も年1回開催するという目標を設定している。それぞれ3回の発行や1回の開催は、

確かに活動目標(アウトプット)ではある。しかし、本来であれば、この目標値は、「施策(1)の健康づくり意識の向上」の成果目標(アウトカム)である「自分の健康状態を良いと感じる人の割合【継続】」の向上を達成に繋がる具体的な活動目標(アウトプット)であるべきである。ただ単に、年3回の「みんなの健康だより」の発行や年1回の「総合健康づくりフェア」の開催を継続するだけでは成果目標(アウトカム)の達成には繋がらないのであり、現状では、成果目標(アウトカム)と活動目標(アウトプット)があまりにもかけ離れている。たとえばフェアの開催に関し、本来であれば、「健康づくり推進に関する普及啓発」という活動目標(アウトプット)として「総合健康づくりフェア」の年1回の開催だけを目標にするのではなく、「自分の健康状態を良いと感じる人の割合【継続】」の向上のため、たとえば、フェアをより魅力あるものへの転換、ブースの増大、広報の強化等の内、定量的に活動目標(アウトプット)として設定できるものを積極的に記載するなど、フェアへの来場者の増加に繋がる具体的な活動目標(アウトプット)を設定するべきである。

(5) タブレット端末などのモバイルの活用について

「Ⅲ 保健予防課」5. 母子健診事業費の「【意見Ⅲ-7】 乳幼児健康診査におけるタブレット端末の使用等による業務の効率化、データ管理・活用による充実化について」において、「乳幼児健康診査の業務実施に当たっては、現状は紙ベースの問診票により運用が実施されているが、将来的には、保護者による問診票への記載も含め、電子化によりペーパーレスによる運用を検討することが望ましい。具体的には、保護者からはスマートフォン等の電子媒体を活用して問診票にデータ入力をしてもらい、保健師や医師が乳幼児健康診査を行う際には、タブレット等の電子媒体を活用してデータ入力を行うことで、ペーパーレス化、入力処理の効率化により業務効率の向上が考えられる。」との意見を述べた。

タブレット端末の活用は、上記事例に限ることではない。保健師などの専門職は現場での作業が多く、また内容も多岐にわたっている。たとえば、「6. 母子保健指導事業費」で「【意見Ⅲ-10】 出産・子育てしっかりサポート事業の周知強化について」で記載したが、この事業で重要な点は、保健師が妊婦と面談して、如何に妊婦の心身の状態や家庭の状況から子育て支援のニーズ等を把握して、サポートに結び付けるかにかかっている。ここで保健師の面談記録等をタブレット端末で行い電子化することができれば、効率的に面談からフォローまで実施できるものと思われる。

他市の事例ではあるが、妊産婦、乳幼児、高齢者及び障がい者を抱える家庭の健康の保持増進を図ることを目的に、担当保健師が家庭訪問を実施しているが、その保健指導にタブレットを導入したいとの動きもある。

タブレット端末の活用には費用もかかることから予算の制約があることは理解できる。しかしながら、今後モバイルの活用に向けた業務の効率化に対する動きは増すものと思われる。市としては、費用対効果を慎重に検討しながら、タブレット導入に対する検討を継続していくことが必要と考える。

(6) 保健所内の職員の状況について

保健所における現在の課別、職種別の職員の状況は以下のとおりとなっている。

表 6 保健所の課別、職種別職員状況

(単位:人)

		課名				計
		保健総務課	健康推進課	保健予防課	生活衛生課	
職種	一般事務	5	9	19	4	37
	保健師	1	2	42	—	45
	栄養士	—	—	6	—	6
	歯科衛生士	1	—	4	—	5
	獣医師	1	—	—	7	8
	薬剤師	1	—	—	5	6
	医師	—	—	2	—	2
	看護師	—	—	—	—	0
	衛生技術	2	—	—	5	7
	歯科医師	1	—	—	—	1
	化学技術	—	—	—	1	1
計		12	11	73	22	118

(注) 2019年12月時点。

上表のとおり、保健所においては、一般事務に比べて保健師等の専門職が多くを占めていることがわかる。また、保健所長も医師が担っている。これは、保健所の業務の特殊性によるものである。つまり、保健所の業務における各局面の判断は、専門性を有する専門職でなければできない業務が多く存在するからである。

一方で、一般的に専門職が多くいることでの懸念もある。具体的には、まず専門職は一般職に比べて異動できる部署が少ない点が挙げられる。このことは、専門職が市全体の業務を理解する機会が限られていることを意味する。また、長年、同じ業務に携わっていることで専門性が高まる一方、考え方や手法が硬直化する恐れもある。積極的に新しい発想や手法に取り組んでほしい。

人事評価の面においては、専門職と専門職以外を一律に評価することが難しいという面もある。自治体の場合、通常であれば異動を経験することによりキャリア形成を行い、それが人事評価にも結び付くからである。市としては、専門職におけるキャリア形成の在り方やその結果としての人事評価について、更なる検討を進めていくことが求められる。

今後も、キャリアや職務に応じたスキルを向上させるとともに、そのスキルを最大限発揮できるような環境を整えた上で業務を実施していくことが重要である。

3. 監査の結果及び意見の要約

今回の監査においては、監査の要点を以下の 18 に分類して監査を実施した。その結果、指摘事項 36、意見 30 となった。監査要点毎の指摘事項数及び意見数は以下のとおりである。

表 7 監査要点毎の指摘事項数、意見数

No.	監査要点	指摘事項数	意見数
1	委託事業の法規等準拠性	8	5
2	予定価格の妥当性	1	1
3	予算設定の妥当性	—	2
4	補助事業の法規等準拠性	—	1
5	事業の有効性・効率性	10	13
6	施設管理の適正性	—	—
7	備品管理の適正性	10	—
8	施設配置の適正性	—	1
9	検査事務の適正性	2	1
10	契約先へのモニタリングの適正性	1	1
11	事業実施の適正性（事業の重複の有無等）	2	2
12	事業目的の適正性	—	1
13	事業の市民への認知度の適正性	—	2
14	課別行政評価シートの記載内容の適正性	—	—
15	現金管理の適正性	—	—
16	事業の網羅性	—	—
17	支出事務の適正性（内部統制）	2	—
18	保健医療計画の内容及び達成状況	—	—
		36	30

指摘事項としたものにおいては、表 7 より「5. 事業の有効性・効率性」及び「7. 備品管理の適正性」に関する指摘事項が 10 と最も多くなった。また、意見についても、指摘事項と同じく「5. 事業の有効性・効率性」が最も多く 13 となっている。

なお、表 7 の「6. 施設管理の適正性」と「8. 施設配置の適正性」については、検討が長期にわたること等により、1 つの意見を除き指摘事項又は意見とはしていないが、前述の「2. 町田市保健所事業の総括」で状況を述べている。また、表 7 の「18. 保健医療計画の内容及び達成状況」については、2018 年度が計画初年度でもあり個々の成果目標（アウトカム）に対する達成状況についての評価は行っていないが、同様に「2. 町田市保健所事業の総括」で状況を述べている。

以下においては、「第 4 監査の結果及び意見」に記載した事項の要約を記載する。

なお、以下の記載は要約であるため、具体的な内容や記載の根拠については当該事項の本文を参照されたい。また、表の「監査要点」の番号は、表 7 の番号と一致する。

項目	指摘事項	意見	監査要点
I. 保健総務課			
1. 保健医療対策事業費			
【指摘事項 I -1】指定管理者への提供設備・備品の実在性の確認について 保健予防課に所属している健康福祉会館の1階では、毎年指定管理者の協定書を締結して、それぞれの診療の確保をはかっている。「指定管理者年度協定書」によれば、診療業務に必要な設備及び備品は、市側が提供することとしており、「指定管理者年度協定書」にこれらの備品リストが付いているが、「休日歯科・障がい者歯科応急診療所管理備品一覧」にある現物については定期的には実査を実施していない。少なくとも年度末までに、現物確認を行うことにより現存又は除却の現状を把握するとともに、「備品一覧」と現物との照合をするべきである。	○		7
【指摘事項 I -2】指定管理者への提供設備・備品の実在性の確認について(現況確認結果 1) 備品一覧にはあるが現存していないものについては、原因の究明を行うとともに、備品一覧から削除の手続きを行う必要がある。	○		7
【指摘事項 I -3】指定管理者への提供設備・備品の実在性の確認について(現況確認結果 2) 備品一覧の数量と現物の数量が一致しないものについては、原因の究明を行うとともに、備品一覧の数量の修正を行う必要がある。	○		7
【指摘事項 I -4】指定管理者への提供設備・備品の実在性の確認について(現況確認結果 3) 備品一覧に廃棄済の備品が掲載されているものについては、備品一覧からの削除をする必要がある。また、今後、市で作成が予定されている、物品管理に関するマニュアルの完成を待って、指定管理者が購入した備品の取り扱いを明確にする必要がある。	○		7
II. 健康推進課			
1. 健康推進事業費			
【指摘事項 II -1】見積書の日付記入の徹底について 「町田市自殺対策計画」の策定にあたって策定支援業務を業者に委託している。業務委託契約にあたり、業者より見積書を徴しているが、当該見積書に日付が記入されていなかった。予定価格設定後に見積書を徴していることを明らかにする意味においても、見積書の日付の記入を徹底する必要がある。	○		1
【指摘事項 II -2】見積書への押印の徹底について 青少年自殺防止ミュージカル公演事業業務委託の予定価格の設定にあたって、参考見積書を徴しているが、当該参考見積書に押印がなされていない。正式な見積書としての位置づけを明確にする意味においても、押印は徹底すべきである。	○		1

項目	指摘事項	意見	監査要点
<p>【意見Ⅱ-1】随契理由の明確化について</p> <p>「町田市自殺対策計画」の策定にあたって、策定支援業務を特命随意契約により業者に委託しているが、随契理由書を見る限り、当該契約が、前年度に支援業務を履行した事業者に継続して支援を行わせる必要があると判断した根拠が不明確であった。随契理由書に、随契理由を具体的に記載し、明確にしておく必要がある。</p>		○	1
<p>【意見Ⅱ-2】事務の効率化について(その1)</p> <p>支出負担行為の起案と支出命令の起案を別個に行っている事例があったが、事務の効率化の観点から、特段の理由がない限り、支出命令の手続きに併せて整理可能な支出負担行為については、支出負担行為兼支出命令として併せて整理することが望ましい。</p>		○	5
<p>【意見Ⅱ-3】事務の効率化について(その2)</p> <p>案件によって、契約原議の省略に関して統一性がないが、事務の効率化の観点から、特段の理由がない限り、省略可能な契約原議については、省略することが望ましい。</p>		○	5
<p>【意見Ⅱ-4】見積書徴取先の選定について(その1)</p> <p>2018年度3月自殺対策普及啓発事業業務委託では、随意契約(少額随契)によっており、契約先を選定するにあたっては、契約事務規則第26条に従い、2者から見積書を徴しているが、市内業者からは見積書を徴していない。市は、町田市産業振興基本条例により、市内事業者の受注の機会の増大に努めるものとしており、契約事務の手引書(2019年2月第8版)においても、市内事業者を優先して選定するよう要請している。この点、当該委託業務の内容からすると、履行可能な市内事業者は複数存在すると思われる。今後、市内事業者で履行が可能な案件については、市内事業者からも見積書を徴し、受注機会の増大に努めることが望ましい。</p>		○	1
<p>【意見Ⅱ-5】見積書徴取先の選定について(その2)</p> <p>健康づくりフェア事業において、エコバック2,500個の名入れ発注(印刷製本費513,000円)を行っている。当該発注は随意契約(少額随契)によっており、契約先を選定するにあたっては、契約事務規則第26条に従い、2者から見積書を徴している(1者は市内業者)。町田市産業振興基本条例の趣旨を踏まえ、市内事業者で履行が可能な案件については、見積書徴取の選定先として、市内事業者を増やすことで、受注機会の増大に努めることが望ましい。</p>		○	1
2. 成人健診事業費			
<p>【指摘事項Ⅱ-3】再委託の承認について</p> <p>各種検診の受診勧奨はがきを随時印刷発注している。そのうち、成人健診事業における「肝炎ウイルス・胃がんリスク検診受診勧奨はがき印刷契約」(印刷製本費499,824円)及びがん予</p>	○		1

項目	指摘事項	意見	監査要点
<p>防対策推進事業における「乳がん検診受診再勧奨はがき印刷契約」(印刷製本費 614,908 円)を抽出し検証したが、受託業務の一部を再委託することに関する承認申請がなされており、市は再委託を承認している。しかしながら、契約の履行の主要な部分を再委託しており、契約書第 5 条第 1 項の規定に従っていないので、本来であれば、市は再委託を承認するべきではなかった。再委託を承認するに当たっては、再委託する業務内容が契約の履行の全部又は主要な部分に該当しないか否かについて、慎重に判断したうえで行う必要がある。また、見積書徴取先の選定に当たっては、徴取先が業務を履行することができるか否かについて、十分に検討を行う必要がある。</p>			
<p>【意見Ⅱ-6】成人健診・がん検診の相互乗り入れの実施について 市は、成人健診・がん検診を受診できる医療機関を指定しているが、町田市内の医療機関に限られている。相互乗り入れに関する市民ニーズを把握するとともに、相模原市・町田市保健福祉行政連絡会議等の場において、相互乗り入れの実施可能性について検討することが望ましい。</p>		○	5
<p>Ⅲ. 保健予防課</p>			
<p>1. 保健予防事務費</p>			
<p>【指摘事項Ⅲ-1】講師謝礼金額の誤りについて コホート検討会の謝礼金について、過払いが認識されないまま支出がなされた。これは、内部統制が有効に機能していなかった事例であり改善の必要がある。なお、本件はコホート検討会の謝礼に関する事案であるが、保健所の業務の特性上、保健師等が事業を実施し、支出事務については別の事務職員が担うことが多いものと考えられることから、類似の事務処理についても、これを機会に見直しを行われたい。</p>	○		17
<p>【指摘事項Ⅲ-2】単価契約における契約方法について 検体等搬送業務委託において、感染症の発生動向に左右されるため、性質上、数量を予定することが困難なものであるにも関わらず、予定数量及び推定総額を定めた契約としたことから、本来は不要な変更契約という事務手続を要した。今後、「契約事務の手引書」等により、単価契約の契約締結方法に対する職員の理解をより深めるとともに、本件契約に限らず、本来、予定数量及び推定総額を定めるべきではない契約が、これらを定めた形で締結されていないことをあらためて確認する必要がある。</p>	○		1
<p>【指摘事項Ⅲ-3】単価契約における契約数量の算定方法について 検体等搬送業務委託において、所管課によれば、2018 年 1 月に指名競争入札を実施したが、入札不調で随意契約を締結することになった。その際、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号(不調随意契約)ではなく、第 1 号(少額随意契約)を根拠と誤認した。予定単価と予定数量を設定できる単価契約においては、これに乗じた推定総額が予定価格となることから、予定単価</p>	○		1

項目	指摘事項	意見	監査要点
<p>を 18,360 円に引き上げた後、予定価格が町田市契約事務規則第 24 条に定める随意契約の限度額(前各号に掲げるもの以外のもの 500,000 円)の範囲内に収まるよう割り返して予定回数を設定した。このような考え方により予定数量を設定することは、競争入札を意図的に回避することにつながる行為であり、厳に慎むべきである。</p>			
<p>【指摘事項Ⅲ－4】単価契約における契約条項等について</p> <p>保健予防課は所掌事務の特性上、単価契約を締結することが多いものと考えられる。これらの契約において、本来定めるべきでない予定数量及び推定総額を定めた形で契約が締結されていないことを確認するとともに、特例により予定数量及び推定総額を定めた契約については、約款に「単価契約における特例」に関する条項が追加されていることを併せて確認する必要がある。</p>	○		1
2. 保健栄養事業費			
<p>【指摘事項Ⅲ－5】任意団体に対する委託契約に係る仕様書記載事項の遵守について</p> <p>市は、健康食生活展の企画・運営を実行委員会へ委託しているが、その一方で実行委員会に係る実質的な事務を市職員が行なっている。つまり、事実上、市が自己を相手方として委託契約を締結していると捉えられる。市が、自己に対して委託を行う場合、委託者と受託者の関係が崩れ、委託者が通常、受託者に対して実施する指示、監督、確認等の統制が弱くなると考えられる。また、委託契約額に対しても金額の妥当性、適正性について疑念が生じる。</p> <p>なお、委員会そのものの意義の問題から、令和元年度に実行委員会は廃止されている。また、町田市特定給食施設栄養改善普及事業実施要領についても令和元年度中に廃止の予定とのことである。</p>	○		10
<p>【指摘事項Ⅲ－6】食育講演会講師謝礼金額の根拠不明瞭について</p> <p>市は、食育フェアの中で、食育に関する情報や体験の場を提供することで市民が食育に関心を持ち実践につながるようとする目的で、食育講演会を開催しているが、講師謝礼金額 5 万円の根拠が確認できない。講師謝礼金額の根拠を明確にすることが必要である。また、食育フェアの開催趣旨等を踏まえ、必要と考えられる予算所要額を適切に確保することが望ましい。</p>	○		5
<p>【指摘事項Ⅲ－7】食育ボランティア勉強会の講師謝礼金額の根拠不明瞭について</p> <p>食育ボランティア向けに、例年ボランティア活動に係る講師を招聘し勉強会が開催されており、講師謝礼金額 36,000 円が支払われているが、その根拠が確認できない。講師謝礼金額の根拠を明確にすることが必要である。</p>	○		5

項目	指摘事項	意見	監査要点
<p>【指摘事項Ⅲ－8】町田栄養・食生活ネットワーク会議の講師謝礼金額の根拠不明瞭について</p> <p>町田栄養・食生活ネットワーク会議では、講師を招聘し講演会が開催されており、講師謝礼金額として報償費 36,000 円が支払われているが、その根拠が確認できない。講師謝礼金額の根拠を明確にすることが必要である。</p>	○		5
<p>【指摘事項Ⅲ－9】健康づくり調理従事者研修会の講師謝礼金額の根拠不明瞭について</p> <p>毎年度、市内の調理師専門学校を借りて健康づくり調理従事者研修会が開催されており、市は、調理師専門学校へ講師謝礼金 40,000 円を支払っているが、その根拠が確認できない。講師謝礼金額の根拠を明確にすることが必要である。</p>	○		5
<p>【指摘事項Ⅲ－10】特定給食施設栄養管理講習会の講師謝礼金額の根拠不明瞭について</p> <p>集団指導として実施されている栄養管理講習会では、講師が招聘されており、講師謝礼金額として報償費 36,000 円が支出されているが、その根拠が確認できない。講師謝礼金額の根拠を明確にすることが必要である。</p>	○		5
<p>【指摘事項Ⅲ－11】食品収去検査事業の廃止を含めた事業のあり方の検討について</p> <p>市は食品表示法に基づき、販売に供する食品について食品表示基準に基づく表示の適正化を図るため、食品販売施設等に対して食品を収去し、食品の栄養成分に係る品質の確保、表示の適正化を目的に検査を行っている。都も同様の事業を実施している中で市が当該事業を行うことは、非効率であるとともに、市民生活への成果も限定的と考えられる。市は、事業の必要性、市民生活への成果の具体的内容等を考慮の上、事業の廃止も含め、事業のあり方を再検討する必要がある</p>	○		11
<p>【意見Ⅲ－1】随意契約の妥当性について</p> <p>今後も地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用して随意契約を継続していくのであれば、他の業者が実施できない理由を明確に記載するなど、随意理由書の記載ぶりについて、今以上に工夫が必要である。</p>		○	1
<p>【意見Ⅲ－2】食育ツーリズムの実施に係る費用対効果を勘案した事業の再構築について</p> <p>市は、食や農業生産者とふれあえる機会を増やすことで、食を楽しむ文化や食に対する感謝の心を育むことを目的として、食育ツーリズム事業を実施している。2018 年度における市の支出実績は、事業者への委託金額 83 万円余であるのに対して、市民の参加者数は 41 名（親子参加が原則であり、親子の総人数である）であり、費用対効果の面で疑問が残ることから、事業の再編が必要である。</p>		○	5

項目	指摘事項	意見	監査要点
<p>【意見Ⅲ－3】健康づくり調理従事者研修会の廃止を含めた事業のあり方の検討について</p> <p>健康づくり調理従事者研修会の参加者が減少傾向にある。研修会を開催する意義、市民生活における必要性、研修会対象者への知識習得に関する市としての関わり方、コスト負担の内容等を踏まえ、事業の廃止も視野に入れて事業のあり方を検討することが望ましい。</p>		○	5
<p>【意見Ⅲ－4】特定給食施設等に対する巡回指導対象施設の基準の策定について</p> <p>特定給食施設等に関する業務に関して、個別指導として実施する巡回指導を行う際の対象施設の選定は、各施設から提出された栄養管理報告書の記載内容、過年度の巡回指導の実績、栄養管理講習会への出席状況等を踏まえ、決定している。巡回指導の対象施設の選定に関して第三者から見て分かるような形式で定められていない。市は巡回指導の対象施設の選定に関して第三者からみて分かるようにすることが望ましい。</p>		○	12
3. 成人保健指導事業費			
<p>【意見Ⅲ－5】保健所政令市としての方向性の検討について</p> <p>成人保健指導事業は、健康増進法第17条に基づき実施しているものであり、原則として、40歳から64歳までの市民を対象としている。なお、これらの健康増進法に基づく、健康相談及び保健指導等は、市町村保健センターの機能の一つとして、2011年4月の保健所政令市への移行に伴う町田市保健所の設置以前より行われてきたものである。2011年の町田市保健所の設置から8年が経過しているが、あらためて、予防から発症後の治療面までの一貫した取り組みの中における成人保健指導事業の位置付けを整理するとともに、事業が目指す状況や目標等を明確化することにより、成人保健指導事業の成否を判断する基準となる考え方を示すことが望ましい。</p>		○	5
4. 予防接種費			
<p>【指摘事項Ⅲ－12】予防接種助成金上限額の見直しについて</p> <p>予防接種助成金上限額の水準を設定するにあたっての考え方を整理し、その根拠を明確化する必要がある。その上で、助成上限額の水準を直近の接種料金の実態に即して見直すとともに、助成上限額の水準の妥当性を定期的に確認し、実態と大きく乖離することを防ぐ枠組みを構築することが必要である。</p>	○		11
<p>【意見Ⅲ－6】予防接種委託料単価(相互乗り入れの深化)について</p> <p>相互乗り入れを行う各市において、予防接種の接種料を統一することは望ましくないが、将来的には、各市が相互乗り入れで得た情報を基礎として各医師会と協議すること等により、情報の非対称性が改善されることで競争が促進され、地域の接種料金の均衡が図られることが望まれる。現状、町田市の接種費用が他</p>		○	5

項目	指摘事項	意見	監査要点
<p>市と比べて高い訳ではないが、今後も最少の経費で最大の効果を挙げることができるよう、一般社団法人町田市医師会との間において締結した予防接種委託契約の契約単価と他市の接種料の情報との比較分析を継続的に行っていくことが望ましい。</p>			
5. 母子健診事業費			
<p>【指摘事項Ⅲ－13】乳幼児健康診査に係る随意契約の妥当性について</p> <p>乳幼児健康診査に関して随意契約を締結しているが、契約方法決定書に、相手方1者とのみ随意契約を行う理由の記載がなく、適切に受託者の選定が行われていないと判断せざるを得ない。市は、随意契約で契約締結を行う場合は、受託者の選定理由を文書において明確に記載するべきである。選定理由は、随意契約で行う必要性や妥当性を慎重に検討する必要がある、特に他に同様の業務を実施できる事業者の有無を把握して記載すべきである。</p>	○		1
<p>【指摘事項Ⅲ－14】心理相談勉強会の講師謝礼金額の根拠不明瞭について</p> <p>市は、健康診査事業の一環で他部署向けに乳幼児健診に係る心理相談勉強会を開催しており、平成30年度は講師謝礼金額として講師一人当たり報償費7,150円を支出しているが、その金額の根拠が明確ではない。医師謝礼金額においては、その根拠を明確にしておく必要がある。</p>	○		5
<p>【指摘事項Ⅲ－15】乳幼児健康診査に係る医師等謝礼金額の根拠不明瞭について</p> <p>幼児経過観察・発達健康診査において、医師及び理学療法士へ謝金を支払っており、平成30年度は医師謝礼金額として健診1回当たり報償費29,094円、理学療法士謝礼金額として健診1回当たり14,500円を支出しているが、その金額の根拠が明確ではない。医師等謝礼金額においては、その根拠を明確にしておく必要がある。</p>	○		5
<p>【指摘事項Ⅲ－16】乳幼児経過観察・発達健康診査に係る医師等謝礼金額の根拠不明瞭について</p> <p>医師及び医学療法士の謝礼金については金額の根拠が確認できないので、支出の根拠を明確にする必要がある。</p>	○		5
<p>【意見Ⅲ－7】乳幼児健康診査におけるタブレット端末の使用等による業務の効率化、データ管理・活用による充実化について</p> <p>乳幼児健康診査の業務実施に当たっては、現状は紙ベースの問診票により運用が実施されているが、将来的には、保護者による問診票への記載も含め、電子化によりペーパーレスによる運用を検討することが望ましい。</p>		○	5

項目	指摘事項	意見	監査要点
<p>【意見Ⅲ－8】乳幼児健康診査及び幼児歯科健康診査の実施場所について</p> <p>現在、南地域における健診事業は実施されていないため、南地区の健診対象者は健康福祉会館で受診をしている。今後、南地区における健診実施による受診率向上や住民の移動負担軽減の効果が一定程度見込めると想定される場合には、施設確保などの具体的な対策を検討されたい。本意見は、すぐに解決できる問題ではないと認識しているが、前述のとおり、今後、南地域における健診のニーズが高まる可能性を考慮すると、継続して検討は進めていくべき課題と考える。</p>		○	8
6. 母子保健指導事業費			
<p>【指摘事項Ⅲ－17】物品購入に係る検査証の未作成について</p> <p>市は、物品購入時には、納品書等の必要書類を入手し、適切に検査証を作成する必要がある。また、入手した納品書は、紛失しないように適切に管理する必要がある。</p>	○		9
<p>【指摘事項Ⅲ－18】母親学級の講師謝礼金額の根拠不明瞭について</p> <p>市は、妊婦を対象に妊娠中の栄養・出産の正しい知識等の指導のため母親学級を開催し、講師謝礼金額として報償費 10,000 円を支出しているが、その金額の根拠が明確ではない。講師謝礼金額は、その根拠を明確にしておく必要がある。</p>	○		5
<p>【指摘事項Ⅲ－19】物品購入に係る適切な発注及び検査の実施について</p> <p>市は、母子健康相談事業で使用する物品(妊婦体験ジャケット)を購入しているが、契約伺書決裁日以前の納品日となっている。市は、物品購入に係る事務手続きを適正に行う必要がある。</p>	○		9
<p>【指摘事項Ⅲ－20】母子健康相談指導事業に係る随意契約の妥当性について</p> <p>市は、母子の健康を維持することを目的に、母子健康相談指導事業を行っている。当該事業のうち助産師による相談については、市は、市内の助産師から構成される任意団体に随意契約を行っているが、平成 30 年度の契約方法決定書を閲覧したところ、当該任意団体の1者とのみ随意契約を行う旨及び理由は記載されていなかった。今後、随意契約を行う場合には、受託者の選定理由を文書において明確に記載するべきである。</p>	○		1
<p>【指摘事項Ⅲ－21】母子保健訪問事業における委託料額の算出根拠不明瞭について</p> <p>市は母子保健訪問事業として、次のとおり、妊産婦訪問指導事業、新生児訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん事業を実施している。同事業の受託者は、保健師または助産師もしくは看護師であり、各個人と市が委託契約を行っている。委託料は、妊産婦、新生児訪問指導事業は訪問指導 1 件につき 4,500 円(保健師または助産師)、こんにちは赤ちゃん事業は訪問指導 1 件に</p>	○		5

項目	指摘事項	意見	監査要点
つき 2,000 円(看護師)であるが、各金額の算定根拠を確認したところ、過去から継続して同金額とのことであり、根拠を明確に記載した内部決裁等は確認できなかったため、委託料金額の積算根拠を明確にする必要がある。			
<p>【意見Ⅲ－9】母親学級の報告書に係る所属長までの適時・適切な決裁について</p> <p>母親学級の報告書の内容は上記のとおりであり、その内容を把握することは、事業の成果内容を把握することにほかならず、事業を実施する上で重要な意義を有する。実施された事業に関するアンケート結果等を取りまとめた報告書については、事業の成果を把握するために、適時・適切に所属長まで閲覧、決裁されることが望ましい。</p>		○	5
<p>【意見Ⅲ－10】出産・子育てしっかりサポート事業の周知強化について</p> <p>市は、出産及び子育てを“しっかりサポート”するために、より一層市民に対して、出産・子育てしっかりサポート事業の趣旨や内容、出産及び子育てに関する各種事業について周知を強化することが望ましい。</p>		○	5
<p>【意見Ⅲ－11】産後ケア事業の実施に係る市民の利用回数(日数)と施設からの請求書の利用期間(日数)との整合性の確認について</p> <p>市は、委託料の適切な支出を担保するため、「市民が実際に施設を利用した内容及び日数」と「請求書に記載された内容及び日数」の整合性を確認することが望ましい。この場合、サンプルベースで市民の利用実績を実施施設に対して調査すること、実施施設が請求書等を市へ提出する際に、利用者の利用日等が記載された利用承認書の写しを併せて添付してもらうこと等を検討することが望まれる。</p>		○	9
7. 歯科保健事業費			
<p>【意見Ⅲ－12】歯科口腔健康診査の事業の有効性について</p> <p>歯科医師会と連携し、協力歯科医療機関において健康診査後も、受診者が当該機関に定期的に通院しているかを調査する等の方法を検討されたい。</p>		○	5
<p>【意見Ⅲ－13】高齢者歯科口腔機能健診の認知度について</p> <p>今後も受診者数の動向を調査した上で、高齢者歯科口腔機能健診の認知度が低いと判断されるのであれば、受診対象者に当該事業を知ってもらうような働きかけを行うことが望まれる。</p>		○	13
8. 保健所運営事務費			
<p>【指摘事項Ⅲ－22】備品の実地棚卸について</p> <p>取得価額が 3 万円以上の物品は備品台帳に記録し、2 年に1回の頻度で現況確認を行っているが、物品管理規則第 33 条に定められている通り、毎年度 1 回は備品の現況確認を行う必要がある。</p>	○		7

項目	指摘事項	意見	監査要点
<p>【指摘事項Ⅲ－23】備品の管理について(現況確認結果 1) 今回の包括外部監査においては、健康福社会館、中町庁舎、鶴川保健センター、及び忠生保健センターの備品について、取得価額が 100 万円以上の重要物品全件と任意に抽出した備品の計 10 件ずつ現況確認を行った。その結果、いくつかの問題点が発見された。 現物に備品番号を記載した備品シールが貼られていないものがあった。備品シールは備品を適切に管理するために必要なものであるため、現物にもれなく適時に備品シールを貼る必要がある。また、徐々に新番号に統一することが望ましい。</p>	○		7
<p>【指摘事項Ⅲ－24】備品の管理について(現況確認結果 2) 備品シールと備品台帳が一致しないものがあったので、適時に修正する必要がある。</p>	○		7
<p>【指摘事項Ⅲ－25】備品の管理について(現況確認結果 3) 複数の備品が一体となって機能しているが、備品台帳には 1 台の備品として記録されおり、備品シールは、そのうちの 1 台にしか貼られていないため、備品シールが貼られていない備品について当該備品を構成する備品であるかが明確になっていなかった。どの備品が一式単位で管理される備品であるかを明確に把握できるようにする必要がある。</p>	○		7
<p>【指摘事項Ⅲ－26】備品の管理について(現況確認結果 4) 実際には使用されているが、東京都町田保健所から譲渡された際に処分対象としていたため、備品台帳には記録されていないものがあった。また、当該備品には、備品シールが貼られていなかった。備品台帳に記録して現物に備品シールを貼り、他の備品と同様に管理する必要がある。</p>	○		7
<p>【意見Ⅲ－14】契約事務に必要な書類の記載事項について 2018 年 4 月 1 日に締結した健康福社会館駐車場の土地賃貸借契約の契約期間は 5 年であり、2016 年 4 月 1 日に締結した前回契約の 2 年から変更されているが、その理由が契約伺書に記載されていない。また、当該契約の契約方法決定書によると、契約保証金は免除である旨記載されているが、その理由が記載されていない。従前の同様の契約から重要な契約内容を変更する場合や、契約方法について原則以外の方法を適用する場合には、契約事務に必要な書類に、その理由を記載して合理性を説明することが必要である。</p>		○	1
IV. 生活衛生課			
1. 保健所管理事務費			
<p>【指摘事項Ⅳ－1】予定価格の設定について 市は、施設修繕料のように当初予算の段階で想定していなかった契約を行う際には、必ず事前に予定価格の設定を行うことによって、随意契約などの契約方法の選択や見積競争の見積額の評価を適正に行う必要がある。</p>	○		2

項目	指摘事項	意見	監査要点
<p>【指摘事項Ⅳ－2】備品等の管理について</p> <p>市は、東京都から移管されたものを含めて備品等の棚卸を行い、現物の状態を確認するとともに保健所での使用可能性を判断した上で、備品シールの貼付、あるいは他部門への所属変更や処分、廃棄などを行い、台帳を更新していく必要がある。</p>	○		7
2. 生活衛生事務費			
<p>【指摘事項Ⅳ－3】検査委託料の請求内容の確認漏れについて</p> <p>複数の試験検査成績書等を取りまとめた請求書の場合、現行の請求書の記載だけでは試験検査成績書等の特定が難しい場合もあることから、市は、試験検査成績書等と請求内容の正確な照合のため、委託先に対して、請求書に試験検査成績書等を特定できる情報を記載する、あるいは請求書に内訳書を添付するなどの改善を求めた上で、請求内容の確認手続きをより一層徹底して行う必要がある。</p>	○		17
<p>【意見Ⅳ－1】検査委託料等の当初予算の設定について</p> <p>事業や契約ごとに保健所政令市移行後に蓄積されてきた事業実績等も踏まえつつ、当初予算設定のあり方、特に緊急時対応を見込んだ予算枠のあり方について改めて検討し、第三者に対しても当初予算の設定根拠を説明できるようにしておくことが望ましい。</p>		○	3
<p>【意見Ⅳ－2】食品営業施設台帳の改良について</p> <p>市は、次回の食品営業施設台帳のシステム改修時にメイン帳票及び付属シートの書式やシステムの機能についても改良を行い、営業停止処分や指導などの履歴情報によって施設の抽出ができるようにすることが望ましい。</p>		○	5
<p>【意見Ⅳ－3】営業更新許可の遡及適用について</p> <p>市では、東京都の「食品衛生監視員必携」を踏まえて、2019年10月から町田市食品衛生関係営業許可等取扱基準を施行している。許可の遡及適用に関する定めは東京都のものと同様であるが、その運用については今後、市独自に見直しを行うことが望ましい。</p>		○	5
<p>【意見Ⅳ－4】許可を要しない営業施設等に関する説明について</p> <p>市としては、国による営業許可制度の見直しの動向に注視しつつ、当面の事業の説明にあたっては、施設数や監視件数について誤解を招かないよう注意して行う必要があり、「事業概要」においても注釈などにより十分に説明することが望ましい。</p>		○	13
<p>【意見Ⅳ－5】プール維持管理状況報告の提出について</p> <p>市は、プールの安全と衛生を確保するため、許可運営者に対してプール維持管理状況報告の提出有無だけでなく、その内容の適切さや提出の適時性についてもより一層徹底して指導する必要がある。</p>		○	11

項目	指摘事項	意見	監査要点
【意見Ⅳ－6】東京都と連携・協力して行う事務事業について 市は、東京都との協定と実態との不整合や協定内容の再確認、変更、追加の必要性などについて整理するとともに、関係自治体とも連携しつつ、東京都と連携・協力して行う事務事業のあり方やより良い運営方法について、機会をとらえて検討することが望ましい。		○	11
【意見Ⅳ－7】仕様書の想定数量の設定について 市はより適正な入札が行われるように、契約時の仕様書における想定数量においては、極力実績数量を踏まえるとともに、実績数量の開示についても検討することが望ましい。		○	2
【意見Ⅳ－8】業務日報の記載について 市は委託先に対して、仕様書の定めを前提として、より丁寧に業務日報に従事時間や業務内容等を記載するよう指導する必要がある。		○	10
【意見Ⅳ－9】モデル地区の活動報告について 市は、モデル地区指定の際に活動報告の必要性やその記載方法について従来以上に丁寧に説明して周知徹底を図り、年度終了後にすべてのモデル地区から具体的な活動内容が記載された活動報告が提出されるよう、指導する必要がある。		○	4
【意見Ⅳ－10】補助金の当初予算の設定について 市は、これまでの補助実績や今後見込まれる補助ニーズを踏まえた上で、当該補助制度の目的を達成するために個人(共生モデル地区除く)への必要最低限の当初予算額について改めて検討する必要があるとあり、実績と一定の乖離が見られる既存の予算規模を継続するにはその設定根拠を説明できるようにしておく必要がある。		○	3